平成２１年（フ）第６５９号
東京都大田区仲六郷４丁目15番１号
破産者　高橋常二郎
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６０号
横浜市青葉区荏田町353番地１　東急ドエル江田ビレジＢ棟301号
破産者　奥村　敏孝
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５号
京都府南丹市八木町山室山本32番地
破産者　キラトレードこと　吉良　久弥
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
広島県安芸郡海田町栄町７番14―1002号、開始決定時の住所広島市西区古江東町18番41―203号
破産者　増田とし子
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０５号
広島市安佐北区口田南９丁目１番20号
破産者　川端祥一郎
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７７号
鹿児島県鹿児島市上之園町４番地の10
破産者　相良　英昭
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１０７号
札幌市中央区北２条西27丁目２番11号　Ｖｉｖｅｒｅ宮の森101号
破産者　小野満由美
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５９７号
水戸市堀町418番地の５
破産者　石橋　浩喜
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６７３号
水戸市見和３丁目663番地の17
破産者　田中　聡一
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
埼玉県越谷市大字船渡344番地16、申立時の住所埼玉県春日部市大枝751―１　グランシード千間台Ａ201
破産者　内山　和美（旧姓吉川）
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
新潟県三島郡出雲崎町大字大門68番地、破産手続開始決定時の住所新潟県柏崎市原町仮設住宅Ａ―４
破産者　山田　弘行
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
新潟県長岡市城岡３丁目９番27号、破産手続開始決定時の住所新潟県長岡市高見町1067番地
破産者　星野　忠雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
新潟県長岡市城岡３丁目９番27号、破産手続開始決定時の住所新潟県長岡市高見町1067番地
破産者　星野　満江
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
長野県木曽郡大桑村大字野尻773番地
破産者　石垣　雄司
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４２６号
大津市平津１丁目５番５号
破産者　柳原　英俊
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２７号
大津市平津１丁目５番５号
破産者　柳原とし子
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１７８９号
京都市右京区嵯峨野有栖川町40番地の75
破産者　中路　悦雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２４２２号
京都市南区西九条池ノ内町93番地２
破産者　藤田　克雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
大阪府岸和田市南上町２丁目36番25号、住民票上の住所大阪府岸和田市岡山町247番地の９
破産者　井上　　勉
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係